

豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、とよはしファミリー・サポート・センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき相互援助活動を実施した援助会員に利用料を支払った多子世帯、ひとり親世帯等及び多胎児世帯（以下「多子世帯等」という。）である依頼会員に対し、利用料の一部を助成することに関し必要な事項を定めることにより、当該多子世帯等に係る就労支援及び育児の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 実施要綱及び豊橋市ファミリー・サポート・センター会則に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 実施要綱第11条に規定する援助活動に係る報酬及び実費に関する基準に基づき依頼会員が援助会員に支払う報酬をいう。
- (2) 多子世帯 3人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）を扶養し、かつ、その児童のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が1人以上の世帯（次号に該当する世帯を除く）をいう。
- (3) ひとり親世帯等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年規則第30号）に基づく遺児手当及び豊橋市母子父子福祉手当支給条例（昭和49年条例第11号）に基づく母子父子福祉手当のうち全部又は一部を受給している者（以下「手当受給者」という。）又はそれぞれに準ずる者として市長が認めたものをいう。
- (4) 多胎児世帯 双子以上の多胎児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養する世帯をいう。

(補助の対象者)

第3条 利用料の補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、多子世帯等に属する依頼会員のうち、相互援助活動が実施される日現在において市内に住所を有し、本市の住民基本台帳に記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者を、補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第4条 利用料の補助金の額（以下「補助金」という。）は、1月を単位に、当該月の利用料（交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の負担分を除く。多子世帯においては、第2条第2号の児童のうち第3子以降の児童の利用分に限る。）の合計額の2分の1の額とし、10,000円を限度とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(対象者の登録)

第5条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ、登録を受けなければならない。ただし、ひとり親世帯等においては児童扶養手当の認定期間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）ごとにおいても登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録申請書（様式

第1) に下表に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合には、当該書類の全部又は一部を省略することができる。

区分	添付書類
共通	ア 債権者登録申請書 イ 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写し
児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書の写し
手当受給者に準ずる者	ア 申請者及び当該養育する児童の戸籍の謄本等 イ 世帯全員の所得を明らかにする市町村長の証明 ウ その他市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第6条 市長は前条第2項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、速やかに豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録承認(不承認)通知書(様式第2)により当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 前条の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号に該当するときは、直ちに豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録抹消届出書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(1) 相互援助活動を受ける必要がなくなったとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 登録者は、氏名、住所その他の登録事項に変更があったときは、速やかに豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助登録変更届出書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、台帳の登録事項を抹消又は変更するものとする。

(資格喪失)

第8条 第3条に規定する要件に該当しなくなった者は、要件を欠いた日に助成を受ける資格を喪失するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 登録者は、補助金の交付を受けようとする場合は、援助活動のあった日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付申請書(様式第5)に次掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 援助活動報告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、登録者に対し、豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付(不交付)決定通知書(様

式第6)により通知し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市要綱の規定により作成されている様式第1、第3、第4、第5は、改正後の豊橋市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。